

第2期鹿島市障害福祉計画



平成 21 年 3 月
鹿 島 市

はじめに

近年、介護保険制度や支援費制度の導入、障害者自立支援法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しました。特に、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行以来、障害のある方に対する地域支援の考え方も大きく変わりました。また法そのものは変更がないものの、基準や運用の点で毎年のように変更があり、今後、法そのものの改正も予定されています。

このような中で、本計画は平成 19 年 3 月に障害者自立支援法に基づき策定した「鹿島市障害福祉計画」の第 2 期計画として、平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年を計画期間として策定するものです。

策定にあたっては、鹿島市第四次総合計画、本計画と同時に策定を行う「鹿島市障害者基本計画」の検討内容を踏まえ、平成 18～20 年度のサービス提供量の動向や今後の障害者数の増減、サービス事業所の新制度への移行計画、新たなサービス事業所の増加等の予測をもとに、第 1 期計画で掲げた計画の目標およびサービス見込量の推計数値を大幅に見直し、またその数値を元にサービス見込み量確保のための方策を設定いたしました。

今後は、杵藤地区自立支援協議会や障害者関係機関や団体、事業者等と連携し、障害者の社会参加促進と障害者が暮らしやすいまちづくりを目指して、必要なサービス提供を確実に行えるよう計画を推進していきたいと考えております。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました障害当事者の皆様、関係機関、社会福祉施設や障害者団体の皆様方、そして本計画の策定にご参画いただきました鹿島市障害者計画等策定委員会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月

鹿島市長 桑原 允彦

目 次

障害福祉計画の位置づけ	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
計画の基本理念	2
計画の目標	3
サービス見込量の推計及び見込量確保のための方策	6
1 訪問系サービス	7
2 日中活動系サービス[介護給付]	9
3 日中活動系サービス[訓練等給付]	11
4 居住系サービス	13
5 その他のサービス	14
地域生活支援事業	15
1 事業の基本的考え方、内容	15
2 必須事業	15
3 任意事業	17
計画の推進体制	19
1 関係機関との連携	19
2 計画の進行管理体制	19
資料編	20
1 用語集	20
2 障害者自立支援法（抜粋）	24
3 鹿島市障害者基本計画等策定委員会設置要綱	25
4 鹿島市障害者基本計画等策定委員会名簿	26
5 鹿島市障害者基本計画等策定委員会開催経過	27

障害福祉計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

障害者自立支援法の施行により、障害の種別にかかわらず、障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービス提供の仕組みを一元化して施設、事業が再構築されました。また、障害のある方々に身近な市町村が責任をもってサービスを提供することにより、地域の特性にあったサービス提供の一層の推進を図ることとなりました。

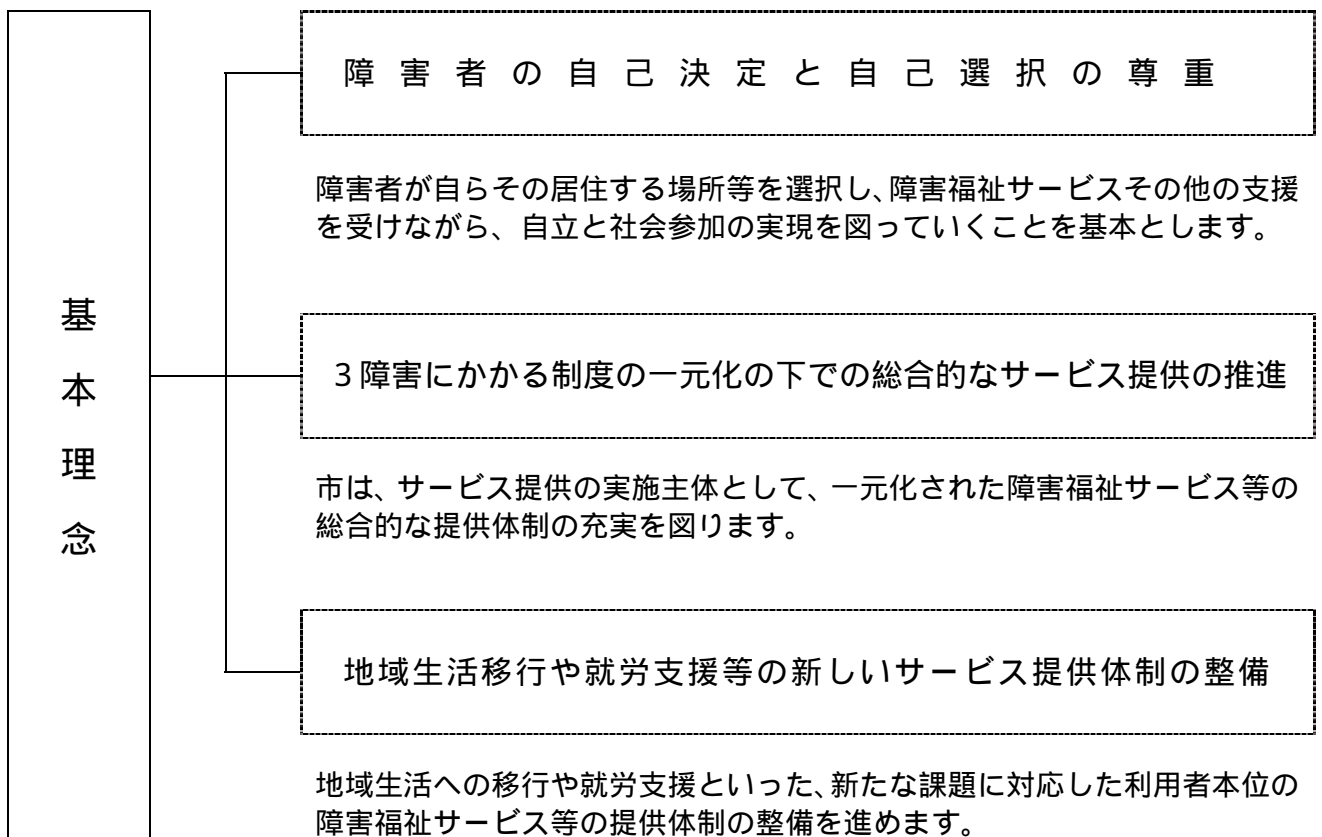
第2期鹿島市障害福祉計画（以下、本計画という）は、障害者自立支援法に基づき策定するものであり、本市で策定している総合計画や関連計画等を踏まえ、市が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス等を提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

2 計画の期間

障害福祉計画は、障害者自立支援法において、3年を1期として作成することとされています。第2期計画は、第1期計画を見直した上で、平成21年度から平成23年度までを計画期間として策定します。

計画の基本理念

本市において、次の基本的理念に基づいて障害福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。



計画の目標

サービス提供体制の整備の基本的考え方を踏まえ、次の3つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

[目標1] 福祉施設入所者の22人以上が地域生活へ移行することを目指します

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等の地域生活関連施設の新設について、社会福祉法人、NPO等の団体に対し、当該施設の建設に関するセミナーや情報提供を地域自立支援協議会等で実施することにより建設促進を図り、地域生活への移行を誘導します。平成23年度末において平成17年10月現在福祉施設に入所している障害者のうち、22人以上の方が地域生活に移行することを目指します。

平成20年度末までの地域生活移行者数（見込）は13人、施設入所者数（見込）は75人となっています。

入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値
【基礎数値】平成17年10月現在の入所者数	84人
【目標値】平成23年度末の入所者数	67人
【現状】平成20年度末の入所者数（見込）	75人
【目標値】削減見込	17人
【現状】平成20年度末の削減数（見込）	9人
【目標値】地域生活移行数	22人
【現状】平成20年10月までの地域生活移行数	13人

地域生活移行数とは、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した数。

[目標 2] 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域への移行を進めます

精神科病院等から地域生活への移行が可能であるにもかかわらず、地域で生活するための支援体制が不十分なため、やむを得ず入院を継続せざるを得ない、いわゆる「社会的入院」の状態にある患者の地域における必要な支援体制の構築を図っていきます。

「社会的入院」の状態にある精神障害者が地域で安心して生活するために、退院可能精神障害者の退院が決定し、個別情報が本市に届いた段階で相談支援を綿密に行い、スムーズに地域生活ができるよう支援します。また、精神障害者の地域への移行を推進していくために、知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害者に関する正しい理解の促進に努めていきます。

入院中の精神障害者の地域生活への移行

項 目	数 値
【基礎数値】退院可能精神障害者数	15 人
【目標値】平成 23 年度末までの減少数	11 人

退院可能精神障害者数とは、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の人数。

基礎数値は県が実施した調査における本市の退院可能精神障害者数。

減少数とは、平成 23 年度末までに減少を目指す数。

[目標3] 福祉施設から一般就労へ2人以上移行することを目指します

通所施設等から一般就労に移行する障害者数を、平成23年度末までに現在の2倍以上とします。公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと協力しながら、これら障害者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と就労定着支援を行うとともに、ジョブコーチ制度や就労継続支援サービスを活用しながら、職場定着率を高めていきます。また、一般企業に対して障害者の特性や雇用方法などについて啓発を行い、障害者への理解を深めてもらうことで、障害者の一般企業への就労促進及び一般企業の障害者の受け入れを推進していきます。

平成20年度の一般就労移行者数（見込）は1人となっています。

福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	数 値
【基礎数値】平成17年度の年間一般就労移行者数	1人
【目標値】平成23年度の年間一般就労移行者数	2人
【現状】平成20年度の一般就労移行者数（見込）	1人

サービス見込量の推計及び見込量確保 のための方策

平成 23 年度までのサービス提供体制整備についての基本的考え方は以下のとおりです。

必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させます

障害者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障害の種別にかかわらず、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に対応できるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

希望する障害者に対する日中活動系サービスを充実させます

いわゆる小規模作業所等の新体系への移行を推進するとともに、希望する障害者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所）を充実します。

グループホーム等の充実を図り入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

相談支援の提供体制を確保します

障害者、とりわけ重度の障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための障害福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

1 訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援は、従来のホームヘルプサービスにあたるサービスであり、自宅等を訪問し、日常生活上の介助等を行うサービスです。障害者が必要な介助を受けながら在宅で生活し続けることができるよう、サービスの提供に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

(平成)

サービス名	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	22年度 (見込)	23年度 (見込)
居宅介護	25人 529時間分	22人 516時間分	21人 518時間分	21人 530時間分	21人 530時間分	26人 560時間分
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います						
重度訪問介護						
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います						
行動援護						
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います						
重度障害者等包括支援						
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います						

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
居宅介護	ホームヘルプサービスを提供します。	介護保険事業と連携調整を図りながら、在宅の重度障害者と家族のため、サービス提供の時間帯の拡大など需要に対応したサービスの提供に努めます。
重度訪問介護	居宅における入浴、排泄または食事の介護、外出における移動の介護を総合的に提供します。	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者が対象になるため、事業者や派遣員の確保に努めます。
行動援護	外出及び外出の前後に行動障害因子からの回避等の予防的対応、自傷・他害等に関する制御的対応、身体介護的対応を行います。	知的障害者、または精神障害者で行動上著しく困難を有する障害者であって常時介護を要する方に対応したサービスの提供に努めます。
重度障害者等包括支援	個別支援計画に基づき、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度の障害者が通所して入浴・給食・日常動作訓練などのサービスを受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。

2 日中活動系サービス[介護給付]

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介助を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援として「児童デイサービス」や「短期入所」を提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

(平成)

サービス名	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	22年度 (見込)	23年度 (見込)
生活介護						
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	1人 12人日分	4人 74人日分	12人 276人日分	17人 391人日分	20人 690人日分	47人 1,080人日分
療養介護						
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	0人 0人分	0人 0人分	0人 0人分	1人 1人分	1人 1人分	3人 3人分
児童デイサービス						
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	16人 90人日分	15人 85人日分	15人 80人日分	16人 100人日分	16人 100人日分	16人 100人日分
短期入所						
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	3人 32人日分	3人 36人日分	7人 56人日分	10人 80人日分	11人 100人日分	12人 120人日分

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
生活介護	常時介護を要する障害者であって、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の支援を行います。	常時介護が必要な障害者であって、障害程度区分が3以上の方（併せて施設入所を利用する方は区分4以上）、また、年齢が50歳以上で障害程度区分が2以上の方（併せて施設入所を利用する方は区分3以上）の方に対応したサービスの提供に努めます。
療養介護	医療を要する障害者であって、常時介護を必要とし、主として昼間において病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の支援を行います。	医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方に対応したサービスの提供に努めます。
児童デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導や個別プログラムに沿った集団療育を行います。	療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童を対象に、個別プログラムに沿った集団療育サービスの提供に努めます。
短期入所	短期間入所し、入浴、排泄または食事等の介護や日常生活上の支援をします。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障害者に対し必要に応じたサービスを提供できるよう、入所施設を確保整備していきます。

3 日中活動系サービス[訓練等給付]

障害者が自立して生活するために必要な訓練や、就労のための訓練等の日中のサービスを提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

(平成)

サービス名	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	22年度 (見込)	23年度 (見込)
自立訓練（機能訓練）						
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	2人 44人日分
自立訓練（生活訓練）						
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います	0人 0人日分	0人 0人日分	3人 67人日分	3人 70人日分	3人 70人日分	13人 290人日分
就労移行支援						
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	0人 0人日分	5人 104人日分	13人 199人日分	20人 300人日分	20人 300人日分	30人 450人日分
就労継続支援A型 (雇用)						
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	2人 44人日分	3人 66人日分	3人 66人日分
就労継続支援B型 (非雇用)						
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	0人 0人日分	10人 185人日分	27人 485人日分	35人 628人日分	40人 720人日分	75人 1,350人日分

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象とした、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持向上を図るため、一定の支援が必要な身体障害者を対象とし、支援します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象とした食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象とし支援します。
就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・企業を希望する65歳未満の障害者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労が見込まれる方(65歳未満)を対象とし、企業等への就労や技術を取得し、在宅で就労を希望する方などを支援します。
就労継続支援 (A型)	就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用には結びつかなかった方 盲・ろう・養護学校の卒業後就職活動を行っても企業等の雇用には結びつかなかった方 就労経験があるが、現に雇用関係の状態に無い方 上記の～で65歳以上の障害者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方(65歳未満)を支援します。
就労継続支援 (B型)	企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方 就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業(A型)の雇用には結びつかなかった方 に該当しないものの50歳に達している方、または施行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や、就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。	就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった障害者や、一定年齢に達している障害者などであって、就労の機会を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方について支援します。

4 居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、入所施設やグループホーム・ケアホームの確保に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

(平成)

サービス名	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)	22年度 (見込)	23年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)						
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	13人 13人分	16人 16人分	17人 17人分	19人 19人分	21人 21人分	27人 27人分
共同生活介護(ケアホーム)						
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います						
施設入所支援						
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	0人 0人分	1人 1人分	15人 15人分	15人 15人分	15人 15人分	58人 58人分

サービス提供体制確保のための方策

サービス	サービス概要	サービス整備方針
共同生活援助(グループホーム)	共同生活援助は、日中は就労や生活訓練、就労移行支援等の通所事業を利用する障害者を対象に、日常生活上の世話等を行います。	地域移行が進む中で、見込まれる需要増加に対応できるよう、その取組みを支援します。
共同生活介護(ケアホーム)	家事等の日常生活上の支援を提供するとともに、食事や入浴、排泄等の介護を併せて実施します。	障害者のケアホームへの支援を拡充していきます。事業者と連携を図りながら居住施設の確保に努めます。
施設入所支援	入所施設で夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、広域で調整しながら、障害者の要望に対応できるよう、事業者と連携を図りながら居住施設の確保に努めます。

5 その他のサービス

福祉サービスの利用援助等の支援（ケアプラン作成）を行います。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

（平成）

サービス名	18年度 （実績）	19年度 （実績）	20年度 （見込）	21年度 （見込）	22年度 （見込）	23年度 （見込）
相談支援 （サービス利用計画作成）	0人 0人分	0人 0人分	0人 0人分	1人 1人分	2人 2人分	3人 3人分

サービス提供体制確保のための方策

相談支援事業については、福祉事務所に障害者総合相談窓口障害者支援相談員2名を配置し、来所や電話による相談のほか、訪問による相談を行い、障害者が抱える様々な問題や希望に対応できるように配慮しています。また、相談支援事業を効果的に実施するため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる杵藤地区自立支援協議会を設け、ネットワークの構築を図ります。

地域生活支援事業

1 事業の基本的考え方、内容

障害者がある有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

2 必須事業

障害者相談支援事業

障害者やその介護者等からの相談に依じ、情報提供やサービス利用支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。身近な所でいつでも相談できるよう、鹿島市役所内に相談支援員を配置し、窓口相談や訪問相談を行います。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する業務
- ・ 社会資源を活用するための支援に関する業務
- ・ 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- ・ ピアカウンセリングに関する業務
- ・ 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
- ・ 専門機関の紹介に関する業務
- ・ その他市長が特に必要と認める業務

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者（児）等に、手話通訳及び要約筆記等の方法により、聴覚障害者（児）等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化により、聴覚障害者（児）等の社会生活上の利便を図り、もって聴覚障害者（児）等の福祉の向上を図る事業です。手話ボランティア団体等と連携しながら、手話通訳者、要約筆記者等の養成・確保に努め耳の不自由な方と健聴者とのコミュニケーションの円滑化に努めます。

日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者等の福祉の増進に役立てる事業です。日常生活用具を必要とする重度障害者等に対し、サービス事業者と連携しながら、適正な用具を必要とするとき、迅速に給付・貸与が受けられるよう努めます。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要があると市長が認めた障害者等に、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業です。個々の障害者等のニーズや状況に応じ、タクシー券の配布や、移送サービスなどの事業を行い、地域での自立生活や社会参加を積極的に促進します。

地域活動支援センター事業

在宅の障害者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業をおこなうことにより、障害者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立及び社会参加の促進を図る事業です。地域活動支援センターを通じて、創作的活動または生産活動の機会の確保充実に努め、障害者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援します。

3 任意事業

訪問入浴サービス事業

重度の在宅身体障害者に対し、入浴車による在宅入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する事業です。家庭での入浴が困難で、常時介護を要する重度障害者等に対し、事業者と連携を取りながら、より快適で安全な入浴サービスの提供に努めます。

更生訓練費給付事業

身体障害者更生援護施設入(通)所者に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。該当する入(通)所者に対し、適切に訓練費を支給するよう努めます。

日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障害者等に、日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。障害者等の家族の支援及び障害者の適切な日常的な訓練等が日中受けられるよう、事業者の確保充実に努めます。

自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車の手動装置等の一部を改造することにより、障害者の社会参加を促進する事業です。就労等の社会参加が見込まれる障害者に対し、積極的に支援を実施します。

福祉ホーム事業

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する事業です。家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に対し、事業者と連携を取りながら、必要な施設を確保していくよう努めます。

【地域生活支援事業のサービス提供量の見込】

区分	サービス名	単位	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
必須 事業	(1)障害者相談支援事業					
	ア 相談支援事業					
	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1
	イ 市町村相談支援機能強化事業	箇所	0	0	0	0
	ウ 成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1
	エ 住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0
	(2)コミュニケーション支援事業	利用者数	7	10	12	15
	(3)日常生活用具給付等事業					
	ア 介護・訓練支援用具	件(延べ)	5	5	5	6
	イ 自立生活支援用具	件(延べ)	2	2	3	3
	ウ 在宅療養等支援用具	件(延べ)	3	3	3	5
	エ 情報・意思疎通支援用具	件(延べ)	3	3	3	3
	オ 排泄管理支援用具	件(延べ)	152	160	170	180
	カ 居宅生活動作補助具(住宅改修費)	件(延べ)	2	2	2	4
	(4)移動支援事業(タクシー券の利用者の算出が困難なため数値は表示していない。)	利用者数 延べ利用時間	- -	- -	- -	- -
	(5)地域活動支援センター事業	箇所 利用者数	2 17	1 12	1 10	1 10
任意 事業	(6)訪問入浴サービス事業	箇所 利用者数	2 7	2 8	2 8	2 8
	(7)更生訓練費給付事業	利用者数	0	1	1	1
	(8)日中一時支援事業	箇所 利用者数	5 17	5 20	5 22	5 25
	(9)自動車運転免許取得・改造助成事業					
	ア 自動車運転免許取得助成	箇所 利用者数	1 1	1 1	1 1	1 1
	イ 自動車改造助成	箇所 利用者数	1 1	1 1	1 1	1 1
	(10)福祉ホーム事業	箇所 利用者数	1 1	2 2	2 3	4 5

計画の推進体制

1 関係機関との連携

障害者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。社会福祉係が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害者、障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、社会福祉係が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編

1 用語集

【さ】

ジョブコーチ（就労援助指導員）制度

障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（就労援助指導員）が職場に出向いて、障害者が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言などを行う制度。

身体障害者

身体障害者福祉法では、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認められた者に交付する手帳。1級から3級に区分される。

成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障害者、精神障害者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

【た】

知的障害者

知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

トライアル雇用

ハローワークが紹介する労働者を短期間(原則として3ヶ月)雇用し、その間に企業は能力や適性を把握し、労働者は仕事をする上で必要な指導などを受け、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。

【な】

難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

日常生活自立支援事業

知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

ノーマライゼーション〔normalization〕

常態化、正常化、標準化。障害者や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベンクト・ニリエにより提唱。

【は】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

バリアフリー〔barrier free〕

障害者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障害者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

【や】

ユニバーサルデザイン〔universal design〕

障害の有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

【ら】

リハビリテーション〔rehabilitation〕

語源的には、re（再び）habi l（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障害者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障害者のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障害児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。

2 障害者自立支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項 に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 障害者基本法第二十六条第四項 の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 鹿島市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条の規定に基づく鹿島市障害者基本計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく鹿島市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定にあたって市民の意見を反映させ、もって障害者福祉の充実に資するため、鹿島市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1)障害者計画等の策定に関する事項

(2)前号に定める事項のほか、障害者計画等の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)学識経験者

(2)障害者団体等の代表者

(3)障害者福祉に関する事業に従事する者

(4)就労・地域生活等にて障害者を支援する者

(5)関係行政機関の職員

(6)前各号に定める者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例(昭和42年条例第5号)第2条第3項の規定に基づき定める額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民部福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

4 鹿島市障害者基本計画等策定委員会名簿

選出区分	No	機関・団体	委員氏名	所属
経験者 学識	1	佐賀短期大学	鍋島恵美子	佐賀短期大学 教授 佐賀県社会福祉士会 副会長
障害者団体等の代表者	2	鹿島市身体障害者福祉協会	江口 正俊	鹿島市身体障害者福祉協会 鹿島支部長
	3	鹿島市肢体不自由児者父母の会	鈴山 悦子	鹿島市肢体不自由児者父母の会 会長
	4	鹿島市手をつなぐ育成会	中島 来	鹿島市手をつなぐ育成会 会長
	5	鹿島・藤津地区精神障害者家族会	池田 實	鹿島藤津地区精神障害者家族会 会長
障害者福祉に関する 事業に従事する者	6	鹿島療育園	辻田 正英	鹿島療育園主任生活指導員
	7	鹿島福祉作業所	鈴山 千尋	鹿島福祉作業所 事務局長
	8	医療法人財団友朋会	三根 知起	医療法人財団友朋会嬉野温泉病院 医療福祉課課長代理
就労・地域生活等にて 障害者を支援する者	9	鹿島医会	中村 秀三	鹿島医会 会員
	10	鹿島市社会福祉協議会	馬場 謙吾	鹿島市社会福祉協議会 会長
	11	鹿島市民生委員児童委員連絡協議会	中島 徳明	鹿島市民生委員児童委員連絡協議会 会長
	12	障害者就業・生活支援センター	田中 隅夫	社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター 就労支援ワーカー
関係行政機関の職員	13	鹿島公共職業安定所	古川 龍夫	鹿島公共職業安定所 雇用指導官
	14	鹿島市商工観光課	田中 敏男	商工観光課長
	15	鹿島市市民部	北村 建治	鹿島市市民部部長

5 鹿島市障害者基本計画等策定委員会開催経過

第1回策定委員会 平成20年7月31日(木)14:30~	
協議内容	委員長・副委員長選出 策定スケジュールについて 鹿島市障害者基本計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の現状 ・アンケートの調査結果 ・障害者の現状と課題
第2回策定委員会 平成20年10月30日(木)14:30~	
協議内容	鹿島市障害者基本計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画案説明(計画案前半) ・質疑応答
第3回策定委員会 平成20年11月27日(木)14:30~	
協議内容	鹿島市障害者基本計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画案説明(計画案後半) ・質疑応答
第4回策定委員会 平成21年1月22日(木)14:30~	
協議内容	鹿島市障害福祉計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画案説明 ・質疑応答
第5回策定委員会 平成21年2月25日(水)14:30~	
協議内容	鹿島市障害者基本計画および鹿島市障害福祉計画の最終案について <ul style="list-style-type: none"> ・計画案説明 ・質疑応答

第 2 期 鹿 島 市 障 害 福 祉 計 画

平成 2 1 年 3 月

編集・発行 鹿 島 市

〒849-1391 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

TEL 0954-63-2119 FAX 0954-63-2128
